

国住指第3474号
令和3年1月7日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設の設置にあたっての
建築基準法第85条第2項等の適用について

日頃より建築行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく臨時の医療施設等以外の施設であっても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各地域において既存の病院、診療所等の敷地内等に、新たに検査や治療などの医療体制の強化を行う仮設の施設その他コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設がすでに設置されています。

こうした施設の建築基準法上の取扱いについては、設置主体を問わず、建築基準法第85条第2項の「これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」又は同第87条の3第2項の「これらに類する公益上必要な用途に供する建築物」に該当するものとして、同法第85条第2項、第3項及び第4項又は同法第87条の3第2項、第3項及び第4項を適用することができるので適宜活用していただきますようお願いいたします。

なお、これまでの通知にあるとおり、随時かつ任意に移動できるものは、必要に応じ建築基準法第2条第1号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

また、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村
TEL：03-5253-8513